

明海大学不動産学部

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第1回

【学生の目】

私は建築基準法の接道規定には問題があると考えている。「建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接しなければならない」が、建築基準法第43条1項が定めるいわゆる「接道義務」である。



冨山 大貴
不動産学部4年

接道義務には、道路が狭いために災害時緊急車両が通れない、日照や風通しが確保できない等の不具合を改善する目的がある。浦安市堀江で面白い物件を見つけた。まだ築5年も経たない綺麗なアパートだ。敷地はセットバックして接道義務を満たしている(42条2項4mの道路が形成されないと見解もある。またセットバックによって道路が完成するには時間がかかる。改善策として、まず一般の人たちが理解を深めセットバックに対する嫌

建築基準法の接道義務と建築

セットバックで凸凹な現況は

建築基準法は最低の基準を定める技術法令である。それによつて私た



アパートの前だけが広くなった道(浦安市内で)

不動産の不思議

不動産のふしぎ

不動産の不思議

不動産のふしぎ

道路)。セットバックには目的がある。4m未満の道にしか接していない敷地では建て替えなどができるず、混亂をまねくことを救済することだ。そのことを踏まえこの物件で興味深い点は周辺の状況だ。4mの道路になつてているのはアパート前的一部分だけだ。それより先は車も通れない細い道である。周りは昔からの木造戸建て住宅で囲まれ、火災時には消防車も近づけない。なぜこの物

者だ。このような事態を收拾するは市が補助金を出す、もしくは、土地を買い取るなどの策が必要と思われる。策を講じることで早急に道路の完成を目指すべきだ。

建築基準法は最低の基準を定める技術法令である。それによつて私たちは生命・健康・財産が完全に保証されるものではない。地震列島とも呼ばれる日本で、そのような法律が許されていいのか疑問を感じる。2箇道路について制度が規定されてから相当の期間が経つていていることを踏まえ、4m道路として整備を促進する内容に変えることを提案したい。

【教員からのコメント】
接道規定は根幹的かつ厳格に運用されており、「不動産の不思議」を、今回からシリーズで紹介します。

総合・政策

我が国で唯一の不動産学部がある明海大学。その学生たちが身近にとらえている「不動産の不思議」を、今回からシリーズで紹介します。